

# 基山町農業委員会会議録

令和3年7月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	欠席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第12号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第13号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	2件
第14号議案	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断	34件
報告第17号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について	2件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和3年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第12号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第12号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人は譲渡人と農業経営をしており、農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する経営農地の合計面積が11,572㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第7区公民館南側集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第12号議案2番について許可申請があったので許可を求めます。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第12号議案2番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,570㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、弥生が丘駅東側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案2番について許可したいと思いますますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第13号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第13号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は年額水稻30kgです。場所は、第1区正応寺集落付近にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 11番委員

大豆を栽培されます。問題ないと思われれます。

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第13号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第13号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第13号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第13号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、4区宮前集落にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 5番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われれます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第13号議案2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第13号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第14号議案農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第14号議案朗読

非農地通知申出書の提出がありましたので、判断をお願いします。

現況写真を投影しますので、一筆ごと確認をお願いします

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ないようでしたら第14号議案については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第14号議案は、全員一致で決定します。

次に、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第17号1番朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は1区黒目牛集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第17号1番を終わります。

次に、報告第17号2番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第17号2番**

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第17号2番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年7月1日

署名人

議 長

委 員

委 員